

議案第17号

鹿屋市国民健康保険税条例の一部改正について

鹿屋市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

令和5年2月22日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

鹿屋市国民健康保険税条例（平成18年鹿屋市条例第111号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項から第4項までの規定中「及び資産割額」を削る。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第6条中「22,900円」を「25,200円」に改める。

第7条第1号中「20,600円」を「22,700円」に改め、同条第2号中「10,300円」を「11,350円」に改め、同条第3号中「15,450円」を「17,025円」に改める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第10条中「8,700円」を「9,200円」に改める。

第11条中「5,500円」を「5,800円」に改める。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条中「9,800円」を「10,500円」に改める。

第15条第1号中「8,200円」を「8,800円」に改め、同条第2号中「4,100円」を「4,400円」に改め、同条第3号中「6,150円」を「6,600円」に改める。

第30条第1項第1号ア中「16,030円」を「17,640円」に改め、同号イ(ア)中「14,420円」を「15,890円」に改め、同号イ(イ)中「7,210円」を「7,945円」に改め、同号イ(ウ)中「10,815円」を「11,917円」に改め、同号ウ中「6,090円」を「6,440円」に改め、同号エ中「3,850円」を「4,060円」に改め、同号オ中「6,860円」を「7,350円」に改め、同号カ(ア)中「5,740円」を「6,160円」に改め、同号カ

(イ)中「2,870円」を「3,080円」に改め、同号カ(ウ)中「4,305円」を「4,620円」に改め、同項第2号ア中「11,450円」を「12,600円」に改め、同号イ(ア)中「10,300円」を「11,350円」に改め、同号イ(イ)中「5,150円」を「5,675円」に改め、同号イ(ウ)中「7,725円」を「8,512円」に改め、同号ウ中「4,350円」を「4,600円」に改め、同号エ中「2,750円」を「2,900円」に改め、同号オ中「4,900円」を「5,250円」に改め、同号カ(ア)中「4,100円」を「4,400円」に改め、同号カ(イ)中「2,050円」を「2,200円」に改め、同号カ(ウ)中「3,075円」を「3,300円」に改め、同項第3号ア中「4,580円」を「5,040円」に改め、同号イ(ア)中「4,120円」を「4,540円」に改め、同号イ(イ)中「2,060円」を「2,270円」に改め、同号イ(ウ)中「3,090円」を「3,405円」に改め、同号ウ中「1,740円」を「1,840円」に改め、同号エ中「1,100円」を「1,160円」に改め、同号オ中「1,960円」を「2,100円」に改め、同号カ(ア)中「1,640円」を「1,760円」に改め、同号カ(イ)中「820円」を「880円」に改め、同号カ(ウ)中「1,230円」を「1,320円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,435円」を「3,780円」に改め、同号イ中「5,725円」を「6,300円」に改め、同号ウ中「9,160円」を「10,080円」に改め、同号エ中「11,450円」を「12,600円」に改め、同項第2号ア中「1,470円」を「1,575円」に改め、同号イ中「2,450円」を「2,625円」に改め、同号ウ中「3,920円」を「4,200円」に改め、同号エ中「4,900円」を「5,250円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿屋市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

国民健康保険の財政運営主体である鹿児島県が策定した国保運営方針において、令和5年度までに国民健康保険税の賦課方式を4方式から3方式へ変更する必要があるため、所要の規定の整備を行いたいので、本案を提出するものである。